

秋田市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の徴収事務に係る公金事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 鈴木 勉
- 2 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 指定公金事務取扱者の指定日および委託日
令和8年3月3日